

京都市障害者教養文化・体育会館条例

(設置)

第 1 条 障害者の心身の健康の維持増進を図るとともに、障害者の社会参加の促進に資するため、障害者の教養文化活動及びスポーツその他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市障害者教養文化・体育会館

位置 京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原 37 番地の 4

(事業)

第 2 条 京都市障害者教養文化・体育会館（以下「会館」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 障害者の教養文化活動及びスポーツのための施設の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第 3 条 会館の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 会館の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第 4 条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、日曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで

休館日 水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

(利用資格)

第 5 条 会館を利用することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 前 3 号に掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者
- (5) 前各号に掲げる者の介護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(利用の許可)

第 6 条 会館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けたもの（第5条第6号に掲げるものに限る。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、[別表](#)に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の還付)

第9条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第11条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第13条 利用者は、会館の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年12月26日条例第95号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市障害者教養文化・体育会館（以下「会館」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に会館の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市障害者教養文化・体育会館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第 5 条	第 6 条
第 10 条第 1 項	第 11 条第 1 項

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 84 号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成 25 年 7 月 31 日規則第 29 号で平成 25 年 8 月 1 日から施行）

附 則（平成 26 年 3 月 25 日条例第 146 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日条例第 92 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日条例第 65 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

区分			利用料金			
			午前	午後	夜間	全日
第 1 体育室	全面利用	日曜日、土曜日及び休日	円 4,540	円 5,490	円 4,540	円 13,200
		その他の日	3,760	4,540	3,760	10,830
	半面利用		1,870	2,040	1,870	5,170
	部分利用（1人につき）		390	390	390	930
第 2 体育室	全面利用		1,870	2,040	1,870	5,170
	部分利用（1人につき）		390	390	390	930
トレーニング室（1人につき）			460	460	460	1,240
会議室			3,300	3,760	3,300	9,270
視聴覚室			1,240	1,560	1,240	3,600
付属設備			別に定める。			

備考

1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。

2 この表に掲げる利用時間の区分を超えて会館（付属設備を除く。）を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 開館時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。